

1 研究の概要

(1) 研究主題

全ての教科・領域における「人権教育の視点を取り入れた授業づくり」の実践化につながる講座の在り方

－「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨を活かして－

(2) 主題設定の趣旨

近年、学校現場においては、いじめの問題など人権に関わる深刻な事案が発生し、人権教育の更なる推進と充実が急務となっています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」では人権教育について、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。これを受けて文部科学省（以下文科省）は平成16～20年にかけて「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次～第三次とりまとめ）」を公表し、文科省の方針として人権教育を推進するための様々な具体的な提言をしています。平成20年に公表した「第三次とりまとめ」では、人権教育を通じて育てたい資質・能力を、①知識的側面②価値的・態度的側面③技能的側面に分類し、それぞれの資質・能力を育てることで「人権に関する知的理解」を深化し、「人権感覚」を高め、「自他の人権を守る実践行動」につなげることを求めています。また、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」^①としています。また、このような人権教育の目標を達成するために、「人権が尊重される環境づくり」と「人権が尊重される人間関係づくり」と「人権が尊重される学習活動づくり」とが一体となった、学校全体としての取組を求めています。そして、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、全ての教育活動を通じた人権教育の推進を提唱しています。

しかし、学校現場においては特に「人権が尊重される学習活動づくり」について、特定の教科・領域（社会科や道徳）の中で行うものという誤解が根強く、これが人権教育の広がりをも阻む要因になっているという指摘もあります。

そこで本研究では、「人権が尊重される学習活動づくり」の実践の広がりを目指し、教育センターにおける「人権が尊重される学習活動づくり講座」を活用して「人権教育の視点を取り入れた各教科における授業づくり」の理論や実践について提案し、それが学校現場での実践につながったかどうかを検証することにより、今後のセンター講座や学校等支援における提案の充実につなげたいと考えました。

(3) 研究のねらい

「人権が尊重される学習活動づくり講座」において「人権教育の視点を取り入れた各教科における授業づくり」の理論や実践について提案することで、学校現場での実践につながるようにする。

(4) 研究方法

- ① 人権が尊重される授業づくりに関する理論研究と実践例の研究を行いました。
- ② 教育センター「人権が尊重される学習活動づくり講座」において、理論と方法の提案及び演習を行いました。
- ③ 受講者への事後アンケートにより、講座の有効性を検証をしました。

(5) 研究内容

- ① 佐賀県人権・同和教育研究協議会発行の実践資料やその他の文献を基に、「人権が尊重される授業づくり」の視点や方法を研究しました。
- ② 教育センター「人権が尊重される学習活動づくり講座」において「人権が尊重される授業づくり」の理論と方法を提示し、受講者に担当教科の学習指導案を作成していただきました。
- ③ 講座の受講が「人権が尊重される授業づくり」の実践につながったか等について事後アンケートを取り、講座の有効性を検証するとともに、今後のセンター講座や学校等支援における提案の更なる充実につなげていきました。

《引用文献》

- (1) 文部科学省 『人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]』 平成20年